

佐賀県医療センター好生館 ICG 蛍光観察装置 調達業務仕様書

1. 機器構成

機器名		数量
ICG 蛍光観察装置		一式
機器名		数量
内 訳	カメラシステム本体	1
	モニター	1
	蛍光イメージングシステム	1

2. その他納入に関して

- ① 令和 9 年 3 月 31 日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- ② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。（一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない）
- ③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- ④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- ⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- ⑦ 機器やシステムの納入から起算して 1 年間（可能であれば納入後 1 年半）は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
- ⑧ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
- ⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30 分～1 時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確

認を行うこと。

- ⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2名以上に対し、当館が指定する日時・場所で実施すること。
- ⑭ 納入後1年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。

3. セキュリティ対策

- ① 当館がセキュリティ対策の状況を確認するため、チェックリスト・その他の資料の提出を求めた場合は、その時点における対応状況について、虚偽なく、速やかかつ誠実に回答すること。
- ② リモート保守に関する情報・その他セキュリティに関して、当館から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかかつ誠実に対応すること。
- ③ 関係法令及び適用される各種ガイドラインを踏まえ、必要な安全管理措置を講じるよう努めるとともに、当館からその対応状況について説明を求められた場合は、速やかかつ誠実に回答すること。
- ④ 本仕様書に掲げる機器又はシステムの保守、修理、搬出、その他の作業に際して患者情報・その他の個人情報又は機密情報を取り扱う場合は、これらの情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じること。
- ⑤ 本仕様書に掲げる機器又はシステム、若しくは本仕様書に掲げる機器又はシステムの提供に関連して、当館の情報資産又は業務に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのあるサイバー攻撃、情報漏えい、その他のセキュリティインシデントを認知した場合は、速やかに当館へ報告するとともに、被害の拡大防止、原因究明及び復旧等について当館に協力すること。